## 議第156号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年9月24日提出

京都市長門川大作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1明倫元学区新町通・室町通界わい地区の項の次に次の3項を加える。

姉小路界わい地区	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)姉小路界 わい地区地区計画の区域のうち,地区整備計画が定められた 区域
河原町商店街A地区	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)河原町商 店街地区地区計画(以下「河原町商店街地区地区計画」とい う。)の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区 分された区域
河原町商店街B地区	河原町商店街地区地区計画の区域のうち、地区整備計画に おいてB地区として区分された区域

別表第1太秦地区の項の次に次の1項を加える。

太秦安井山ノ内A地 区 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)太秦安井 山ノ内地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められ た区域 別表第2明倫元学区新町通・室町通界わい地区の項中「明倫元学区新町通・室町通界わい地区」を「明倫元学区新町通・室町通界わい地区及び姉小路界わい地区」に改め、同項の次に次の2項を加える。

河原町商店街A地区

建築物の用途の制限

建築してはならない建築物

- (1) 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律(以下「風営 法」という。)第2条第1項第8号に掲 げるものを除く。),店舗型性風俗特殊営 業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供 するもの
- (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他 これらに類するもの(ゲームセンターを 除く。)
- (3) 1階を住宅(事務所,店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあっては、その居住の用に供する部分)の用途に供するもの(1階における当該部分が,河原町通に面しないものを除く。)
- (4) 1階を共同住宅、寄宿舎又は下宿(これらに付属する施設を含む。)の用途に供するもの(1階の当該用途に供する部分を共用の廊下、階段又は昇降機その他の居住の用以外の用にのみ供するものであり、かつ、当該部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。)
- (5) 自動車車庫その他の専ら自動車の停留 又は駐車のための施設(誘導車路,操車 場所及び乗降場を含む。以下この項及び 次項において「自動車車庫等」という。)。 ただし、建築物に付属するもので、床 面積の合計が同一敷地内にある建築物 (自動車車庫等の用途に供する部分を除 く。) の延べ面積の合計を超えないもの であり、かつ、1階における自動車車庫 等の用途に供する部分が河原町通に面し ないものを除く。
- (6) 倉庫その他これに類するもの(床面積 の合計が同一敷地内にある建築物(倉庫 その他これに類する用途に供する部分を

		除く。)の延べ面積の合計を超えないものであり、かつ、1階における倉庫その他これに類する用途に供する部分が河原町通に面しないものを除く。次項において「倉庫等」という。)
河原町商店街B地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業(風営法第2条第1項第7号及び第8号に掲げるものを除く。),店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。) (3) 1階を住宅(事務所,店舗その他これらに類するもの(1階における当該部分が,原町通にはまけるもの(1階における当該部分が,原町通にはまけるもの(1階の当該用途に供するもの(1階の当該用途に供するもの(1階の当該用途に供するもの(1階の当該用途に供するもの(1階の当該用途に供するもの(1階の当該用途に供するものの所であるとののののののののののののであり,かの居住の用以外の用にのみ供するものであり,かの居住の用以外の方面積の2分の1以下であるものを除く。) (5) 自動車車庫等。ただし、建築物に付属するもので、床面積の合計が同用途に供する部分を除く。) (5) 自動車車庫等の用途に供する部分を除く。) (5) 自動車車庫等の用途に供する部分が同時にある建築物(自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通にはないものを除く。)

別表第2祇園四条A地区の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律(以下「」及び「」という。)」を削る。

別表第2太秦地区の項の次に次の1項を加える。

太秦安井山ノ内A	建築物の用途の制	建築してはならない建築物
地区	限	(1) 住宅

## 4 (議第156号)

	•
	<ul> <li>(2) 共同住宅</li> <li>(3) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他 これらに類するもの</li> <li>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</li> </ul>
建ペい率の最高限 度	10分の 6
壁面の位置の制限	御池通, 葛野大路通若しくは河川の境界線 又は隣地境界線までの距離の最低限度 御 池通及び葛野大路通の境界線にあっては10 メートル,河川の境界線にあっては1メー トル, 隣地境界線にあっては2メートル。 ただし, 休憩所その他これに類する建築物 で, 地階を除く階数が1のものについては, この限りでない。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

姉小路界わい地区、河原町商店街地区及び太秦安井山ノ内地区に係る地区 計画の決定に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物 に関する制限を定める必要があるので提案する。